

証券コード 5817

2022年5月9日

株 主 各 位

兵庫県加東市森尾127番1

**JMACS株式会社**

代表取締役社長 植 村 剛 嗣

## 第58期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第58期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

新型コロナウイルスの感染拡大が懸念されております。感染拡大防止のため、本株主総会につきましては、極力、事前に書面（郵送）又はインターネットにより議決権を行使いただき、当日のご来場を見合わせていただくことも含めご検討くださいますようお願い申しあげます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

〔書面（郵送）による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年5月26日（木曜日）午後5時30分までに到着するようにご返送ください。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕

4頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認いただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2022年5月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所 大阪府大阪市東淀川区東中島1丁目18番22号  
新大阪丸ビル別館 4階 4-1号室  
(本社工場よりもご参加いただきやすい株主総会の会場に変更しております。ご来場の際は、末尾の会場ご案内図をご参照のうえ、お間違えの無いようご注意ください。)
3. 目的事項  
報告事項 第58期（2021年3月1日から2022年2月28日まで）  
事業報告および計算書類報告の件

## 決議事項

- |       |                            |
|-------|----------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件                    |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件                   |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件          |

以上

~~~~~  

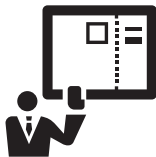
### 新型コロナウイルスによる感染症への対応につきまして

新型コロナウイルスの感染が広がっております。株主総会会場におきましては、開催日現在の状況に応じ、アルコール消毒液の設置など感染予防のための措置を講じてまいります。なお昨年に続き、本年の株主総会におきましても、ご出席の株主様へのお土産のご用意はいたしておりませんので、何卒ご了承賜りますようお願い申し上げます。

当日ご出席の際は、ご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染防止策にご配慮いただき、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類、事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.jmacs-j.co.jp>）に掲載させていただきます。

~~~~~



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



**株主総会にご出席される場合**

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

---

2022年5月27日(金曜日)  
午前10時




**書面(郵送)で議決権を行使される場合**

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

---

2022年5月26日(木曜日)  
午後5時30分到着分まで



**インターネットで議決権を行使される場合**

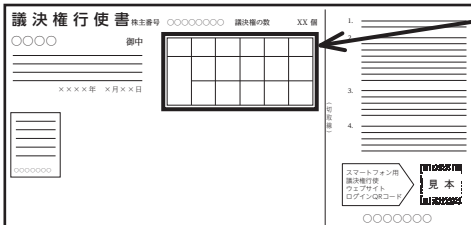
次頁のご案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

---

2022年5月26日(木曜日)  
午後5時30分入力完了分まで

## 議決権行使書のご記入方法のご案内



議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 555 席

○ ○ ○ ○

席中

××××年×月××日

1. 議案の賛否

2. 議案の賛否

3. 議案の賛否

4. 議案の賛否

スマートフォン用  
電子受付システム  
ウェブサイト  
ログインID: 222222

【TEL】0295811111  
【FAX】0292222222

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

- 第1、2号議案**
- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
  - 反対の場合 >> 「否」の欄に○印
- 第3、4号議案**
- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
  - 全員反対の場合 >> 「否」の欄に○印
  - 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

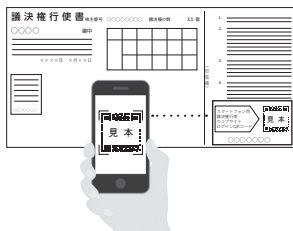
書面(郵送)およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

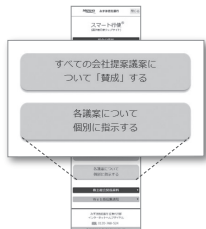
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回のみ。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

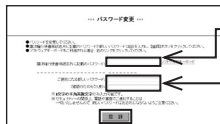
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください


「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

 0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く 午前9時～午後9時)

## インターネットによる事前質問について

第58期定時株主総会に先立ち、株主の皆様から、インターネットより事前にご質問を受け付けます。株主総会当日、下記事前質問受付サイトから頂戴した事前質問の一部につきまして、ご回答させていただく予定です。なお、ご質問は本株主総会の目的事項に関するものに限らせていただき、個別のご回答はいたしかねますので、予めご了承ください。

事前質問受付サイト

<https://www.jmacs-j.co.jp>

事前質問受付期間

2022年5月10日(火)午前9時～5月20日(金)午後5時30分まで

## (提供書面)

# 事業報告

( 2021年3月1日から  
2022年2月28日まで )

## I. 会社の現況に関する事項

### 1. 事業の経過および成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染の波が未だに収束の兆しを見せず社会経済活動が停滞し、景気悪化の状況が継続することとなりました。ワクチンの普及は進んでいるものの新株ウイルスも次々と現れ、度々猛威を振るい、依然として先行きが不透明な状況が続いております。海外経済においても新型コロナウイルスの感染拡大は続き、厳しい状況が続くこととなりました。

このような状況のもとでも当社は、経営方針として、“重点指向”を掲げ、電線事業及びトータルソリューション事業の二つの事業により、営業基盤の強化と拡充に努めております。

当社の業績につきましては、当事業年度の売上高は47億84百万円(前事業年度比9.6%増)、営業利益1億69百万円(前事業年度比820.6%増)、経常利益2億17百万円(前事業年度比239.8%増)、当期純利益37百万円(前事業年度は当期純損失67百万円)となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

なお、当事業年度より非連結決算に移行したことから、セグメント別の業績について、前事業年度との比較は行っておりません。

#### <電線事業>

電線事業につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、客先において、コネクタなどの材料調達が困難になり、それに伴う電線の買控えなどが見られ、当社としてはファクトリーオートメーション(F A)関係品全般において特に厳しい状況が続きました。設備投資関連や住宅建設関連の工事延期、またOEM製品の受注量につきましても全体的に厳しい状況が続くこととなりました。

これにより、売上高43億81百万円、セグメント利益2億3百万円となりました。

## 〈トータルソリューション事業〉

トータルソリューション事業につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大により海外渡航制限や移動自粛などの制限された現場での対策ツールとして使用されることが多く、スマートグラスを使用した遠隔作業支援システム（nvEye's®）の売上は高い水準で安定しておりましたが、世界的半導体不足の影響は例外なく受けております。

これにより、売上高4億3百万円となりましたが、新製品開発による研究開発コストの増加や一部外注によるコスト増加により、利益率が低下し、セグメント損失34百万円となりました。

## 2. 設備投資の状況

当事業年度中に実施した設備投資の総額は38百万円であります。

その主なものは、大阪営業所の建物附属設備11百万円であります。

## 3. 資金調達の状況

当社の資金調達につきましては、基本的に自己資金を充当することとしておりますが、大規模な投資が必要な場合は、外部からの資金調達を含め対応しております。

## 4. 財産および損益の状況の推移

区 分	第 55 期 ( 2018. 3. 1 から 2019. 2. 28 まで )	第 56 期 ( 2019. 3. 1 から 2020. 2. 29 まで )	第 57 期 ( 2020. 3. 1 から 2021. 2. 28 まで )	第 58 期 ( 2021. 3. 1 から 2022. 2. 28 まで )
売 上 高	千円 4,920,711	千円 5,164,988	千円 4,363,953	千円 4,784,478
経常利益または 経常損失 (△)	△52,303	124,232	63,899	217,148
当期純利益または 当期純損失(△)	△103,079	108,259	△67,022	37,437
1株当たり当期純利益または 1株当たり当期純損失(△)	△22円02銭	23円10銭	△14円30銭	7円99銭
総 資 産	7,736,531	8,762,625	8,456,980	8,542,686
純 資 産	4,471,510	4,534,900	4,428,956	4,437,370

(注) 1. 記載金額（1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失(△)を除く）については、千円未満の端数を切捨てて表示しております。

2. 当事業年度より事業報告を単体ベースで作成しておりますので、上記の推移につきましても単体ベースの4期分を記載しております。

## 5. 重要な親会社および子会社の状況

### (1) 親会社の状況

該当事項はありません。

### (2) 重要な子会社の状況

当社の連結子会社であった上海皆碼嗣電気有限公司は2021年6月3日に清算を完了いたしました。また、HONG KONG JMACS LIMITED. は、2020年6月15日に解散決議を行い、提出日現在清算手続き中であります。

これにより、該当事項はありません。

### (3) 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

## 6. 対処すべき課題

当社を取り巻く経営環境は、世界的な新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、材料調達に苦戦を強いられ、社会経済活動においても停滞が続き、景気悪化の状況が継続することとなりました。新株ウイルスも留まるところを知らず、依然として先行き不透明な状況が続いております。海外経済においては、ウイルス感染拡大に追い打ちをかけ、ロシアのウクライナ軍事侵攻が始まりました。現時点で侵攻開始から1ヶ月以上経過しましたが、停戦交渉も今のところ停滞が続いているようで、更なる厳しい状況が予想されます。

このような状況のもと、当社としては銅の相場に大きな影響を受ける電線事業において、引き続き生産能力の向上と効率化を図り、付加価値の高い製品を開発・販売し、伝統である短納期対応を武器として収益性を高めることに注力してまいります。

また、事業の安定基盤を構築するため、トータルソリューション事業においては、基盤の強化を行い時代に合った製品の展開、製品コンセプトの見直し、外部との共同開発や協業により収益性を高め、企業価値の持続的な向上を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



## 7. 主要な事業内容（2022年2月28日現在）

### 〈電線事業〉

計装・制御・通信・防災用の各種ケーブル、光ファイバーケーブルの  
企画・製造・販売

受託開発による各種高機能電線の製造・販売

### 〈トータルソリューション事業〉

産業用製品の企画・製造・販売

各種自動化・省力化システムのソリューションに対する受託開発

スマート工場構築に関するソリューション支援

（当社の事業別売上高）

区 分	品 目 の 種 類	第 58 期 2021年3月1日から 2022年2月28日まで	
		金額	割合
電 線 事 業	防災用電線(消防用耐熱電線、警報用電線)	787,482千円	16.5%
	通信用ケーブル(市内対ケーブル、インターホンケーブル、有線放送用電線)	656,670千円	13.7
	計装・制御用ケーブル(低圧計装用ケーブル、信号用ケーブル、制御用ケーブル)	2,392,296千円	50.0
	その他(600Vビニル絶縁電線、光ファイバーケーブル、太陽光発電システム用ケーブル、外装加工、撚線加工)	544,796千円	11.4
計		4,381,245千円	91.6
トータルソリューション事業	高機能産業製品の製造および販売、ソフトウェア・ハードウェアの受託開発、LED照明製品の販売等	403,232千円	8.4
合 計		4,784,478千円	100.0

## 8. 主要な営業所および工場 (2022年2月28日現在)

名 称	所 在 地
本 社	兵庫県加東市森尾127番1
本 社 工 場	兵庫県加東市森尾127番1
大 阪 営 業 所	大阪市淀川区宮原4丁目6番18号 新大阪和幸ビル2階
東 京 営 業 所	東京都千代田区九段北3丁目2番5号 九段北325ビル3階

- (注) 1. 2021年7月1日付で、本社を大阪市福島区より上記に移転いたしました。  
2. 2021年7月1日付で、大阪営業所を新設いたしました。

## 9. 使用人の状況 (2022年2月28日現在)

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
135名	△26名	42.1歳	14.3年

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時使用人は除いております。

## 10. 主要な借入先の状況 (2022年2月28日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,269百万円
株 式 会 社 み な と 銀 行	1,187百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	200百万円

## 11. その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## II. 会社の株式に関する事項（2022年2月28日現在）

1. 発行可能株式総数 12,000,000株
2. 発行済株式の総数 4,691,555株
3. 株主数 3,370名
4. 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日 電 ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	536千株	11.45%
青 木 さ ち 子	311	6.64
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	168	3.59
J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社	112	2.39
リ ケ ン テ ク ノ ス 株 式 会 社	101	2.17
泉 州 電 業 株 式 会 社	97	2.08
因 幡 電 機 産 業 株 式 会 社	84	1.81
昭 和 化 成 工 業 株 式 会 社	75	1.60
浦 名 榮 次 郎	75	1.60
植 村 瑠 美	66	1.40

（注） 持株比率は自己株式（5,571株）を控除して計算しております。

## III. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### IV. 会社役員の状況

##### 1. 取締役の状況（2022年2月28日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	植 村 剛 嗣	日電ホールディングス株式会社 代 表 取 締 役
専 務 取 締 役	植 村 瑠 美	管 理 部 管 掌
常 務 取 締 役	浦 井 清 一	事 業 統 括 本 部 長 兼北九州研究開発センター管掌
取 締 役	神 村 政 秀	営 業 グ ル ー プ マ ネ ー ジ ャ ー
取 締 役	野 口 真 弘	昭和電線ケーブルシステム株式会社 電 線 電 材 部 長
取締役（常勤監査等委員）	掘 井 尚 登	
取締役（監査等委員）	鈴 木 延 彦	鈴 木 鋼 材 株 式 会 社 代 表 取 締 役 会 長
取締役（監査等委員）	阿 登 靖 紀	あと法務司法書士事務所代表

- (注) 1. 取締役野口真弘氏は、社外取締役であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。
2. 取締役(監査等委員)鈴木延彦氏および阿登靖紀氏は、社外取締役であります。なお、当社は阿登靖紀氏を東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために掘井尚登氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 2021年5月28日開催の第57期定時株主総会において、神村政秀氏は、新たに取締役に選任され、就任いたしました。
5. 2021年5月28日開催の第57期定時株主総会終結の時をもって、専務取締役の松本雅博氏は、任期満了により退任いたしました。

## 2. 取締役の報酬等

### (1) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年3月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりであります。

#### ① 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するように株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等および株式報酬により構成し、監督機能を担う取締役会長および社外取締役については、その職責に鑑み基本報酬のみを支払うこととする。

#### ② 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針等を含む）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

#### ③ 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度の営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として当社の業績を鑑み、毎年、一定の時期に支給する。

目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて見直しを行うものとする。非金銭報酬等は、中長期的な企業価値向上との連動性を強化した報酬構成とするため、譲渡制限付株式とし、その総額は年額1,000万円以内で（業績指標の達成度合いに応じて決定するものとする）当社の業績を鑑み、報酬等を与える時期については、毎年一定の時期に支給する。

- ④ 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬等のウエイトが高まる構成とする。一方で当事業年度の業績に応じて割合が大きく変動するため割合の目安についてはこれを定めないものとする。

- ⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額および譲渡制限付株式報酬については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とする。なお、非金銭報酬等の配当株式数については取締役会の決議で定めるものとする。

## (2) 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	101,695 (1,800)	101,695 (1,800)	- (-)	- (-)	6 (1)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	7,200 (3,600)	7,200 (3,600)	- (-)	- (-)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	108,895 (5,400)	108,895 (5,400)	- (-)	- (-)	9 (3)

(注) 1. 2021年3月15日より、取締役に対して業績連動報酬等を含む報酬制度へ改定しておりますが、現在の流動的な経済状況をふまえ当事業年度においては基本報酬のみとなっております。

2. 上表には、2021年5月28日開催の第57期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役 (監査等委員を除く) 1名 (うち社外取締役0名) を含んでおります。

3. 取締役 (監査等委員を除く) の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給とは含まれておりません。

4. 取締役 (監査等委員を除く) の金銭報酬等の額は、2018年5月29日開催の第54期定時株主総会において年額150,000千円以内と決議しております (使用人兼務取締役の使用人分給とは含まない)。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員を除く) の員数は、5名 (うち、社外取締役は1名) です。

また、金銭報酬とは別枠で、2017年5月30日開催の第53期定時株主総会において、監査等委員である取締役および社外取締役を除く取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬等の額として、年額10,000千円以内 (使用人兼務取締役の使用人分給とは含まない) と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員である取締役および社外取締役を除く) の員数は、4名です。

5. 当事業年度は、譲渡制限付株式報酬の費用計上はしておりませんので上記報酬等の総額には含まれておりません。

6. 取締役 (監査等委員) の金銭報酬等の額は、2016年5月26日開催の第52期定時株主総会において、年額15,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員) の員数は、3名です。

7. 取締役会は、代表取締役社長植村剛嗣氏に対し、各取締役 (監査等委員を除く) の基本報酬の額および社外取締役を除く各取締役 (監査等委員を除く) の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役 (監査等委員を除く) の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

### 3. 社外役員に関する事項

- (1) 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
- 取締役野口真弘氏は、昭和電線ケーブルシステム株式会社の電線電材部長を兼務しております。なお、当社は昭和電線ケーブルシステム株式会社との間に製品販売等の取引関係があります。
  - 取締役（監査等委員）鈴木延彦氏は、鈴木鋼材株式会社の代表取締役会長を兼務しております。なお、当社は鈴木鋼材株式会社との間に原材料購入等の取引関係があります。
  - 取締役（監査等委員）阿登靖紀氏は、あと法務司法書士事務所代表を務めながら司法書士、および行政書士事務所G a r d e nの行政書士を兼務しております。なお、当社はあと法務司法書士事務所および行政書士事務所G a r d e nとの間に顧問契約の取引関係があります。

#### (2) 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	野 口 真 弘	当事業年度開催の取締役会8回のうち6回に出席いたしました。長年に亘り電線業界に籍を置かれ、豊富な経験と精通した見地から監督、助言等を述べており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしております。
取 締 役 (監査等委員)	鈴 木 延 彦	当事業年度開催の取締役会8回すべてに出席いたしました。企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、経営の監督と経営全般への助言など、社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また監査等委員会7回すべてに出席し、客観的・中立的立場で監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	阿 登 靖 紀	当事業年度開催の取締役会8回すべてに出席いたしました。司法書士、行政書士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また監査等委員会7回のうち6回に出席し、客観的・中立的立場で監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。



## V. 会計監査人の状況

### 1. 名称 監査法人和宏事務所

(注) 2021年5月28日開催の第57期定時株主総会において監査法人和宏事務所が選任されたことに伴い、当社の会計監査人であった有限責任 あずさ監査法人は退任いたしました。

### 2. 報酬等の額

	監査法人和宏事務所
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、取締役会、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### 3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### 4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定することといたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## VI. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

### 1. 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他の会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

#### (1) 取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、社是、社訓ならびに経営の基本方針に則った「企業行動規範」を制定し、代表取締役社長がその精神を、役職者をはじめ全従業員に継続的に伝達し、周知徹底させることにより、法令遵守と社会倫理の遵守を企業活動の原点とすることを徹底します。

当社は、執行部会ならびに部長会を定期的で開催し、事業環境の分析、利益計画の進捗状況等の情報の共有化、会社に著しい損害および利益を及ぼすおそれのある事実の発生の把握、企業行動規範の浸透と遵守、コンプライアンスの徹底を図り、経営判断に反映させます。

また、代表取締役社長は内部統制室長をコンプライアンスに関する責任者として任命し、内部統制室および管理課がコンプライアンス体制の構築、維持、整備にあたることとしており、監査部門である内部統制室は、内部統制システムやリスク管理システムの整備、運用状況の監査、経営目的の達成のために適正で有効な組織活動（業務）が行われているかの監査、また、会社資産の紛失・盗難・滅失や従業員等の不正が生じていないかの監査を実施します。

監査等委員会、内部統制室および管理課は連携し、コンプライアンス体制の調査、法令ならびに定款上の問題の有無を調査し、取締役会に報告します。取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努めます。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る情報を含め、文書管理規程をはじめとする社内規程に基づき、法令、定款に則った情報・文書の保存・管理を行います。

監査等委員会および内部統制室は連携し、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理について問題なく実施されているかについて監査し、必要に応じて取締役会に報告します。

関連する社内諸規程は、必要に応じて適時見直し、改善を図るものとします。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社を取り巻く環境や内部環境は時として急激に変化し、これらは経営に大きなリスクをもたらしており、企業が成長力を維持する基盤として、リスク管理能力が非常に重要であり、企業の評価を大きく左右するという認識に立ち、リスク管理を経営上の大きな課題の一つと捉えます。

リスク管理体制としては、管理課、営業本部および製造技術本部が、各担当部門の責任および取るべき行動を分担、管理することとしており、経営上のリスクについては、逐一取締役会に報告し、決裁を得ることとします。

規程については、既存の経理規程、内部情報管理規程等のほか必要に応じて新たに制定します。

監査等委員会および内部統制室は連携し、各部門のリスク管理状況を監査し、必要に応じて取締役会に報告します。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

代表取締役社長は、中期経営計画および年度経営計画に基づいた各部門の目標に対し、職務が効率的に行われるよう監督します。

各部門長は、経営計画に基づいた各部門が実施すべき具体的な施策および効率的な業務遂行体制を決定します。

代表取締役社長は、その進捗状況を各部門長に部長会において報告させ、施策および効率的な業務遂行体制を阻害する要因の分析とその改善を図ってまいります。

(5) ①から④に掲げる体制その他の当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①当社の子会社の取締役、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者(以下「取締役等」という。)の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社が定める社内規程に基づき、子会社の経営に関する重要事項について、定期的に開催する取締役会で承認を必要とするほか、子会社の取締役等の職務の執行に係る資料や情報について、取締役会または執行部会において適宜報告を求める。

②当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社が定める社内規程に基づき、内部統制室のモニタリングを中心としてグループ全体のリスクマネジメントの推進に関わる課題・対応策を審議する。

- ③当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
当社は、将来の事業環境を踏まえた中期経営計画を策定し、各部門および子会社の事業年度毎の予算を立案して、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。
- ④当社の子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制  
子会社については、内部統制室および管理課が連携し、法令遵守等に関する研修等により、コンプライアンス意識の向上を図る。
- (6) 監査等委員会がその職務を補助すべき取締役および使用人を置くことを求めた場合における当該取締役および使用人に関する事項ならびにその取締役および使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項  
監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議の上、監査等委員室を置き、必要な人員を配置することができます。  
監査等委員会が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査等委員会に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとします。
- (7) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制、その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
取締役および使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生、または発生するおそれがあるとき、重要な法令ならびに定款違反行為を認知した場合のほか、取締役会に付議すべき重要な事項等を、法令および社内規程に基づき監査等委員会に報告するものとします。  
監査等委員は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会に出席するとともに、稟議書等業務執行に係る重要な文書を開覧し、取締役および使用人に説明を求めるとします。
- (8) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針  
当社は、監査等委員がその職務の執行について当社に費用の前払いまたは償還等を求めたときは、その職務に必要なでないことが明らかな場合を除き、速やかにその費用を処理します。
- (9) 監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保する体制  
当社は、監査等委員会に対して報告を行った当社および海外子会社の役員および使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行わないものとする。

## 2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

### (1) 職務執行の適正および効率性の確保に対する取り組み状況

原則として定期的取締役会を開催する他、毎週の常勤役員等で構成される執行部会において各議案の審議、業務執行の状況等の監督を行い、意見交換がなされており、意思決定および監督の実効性は確保されております。

### (2) 監査等委員会監査の実効性の確保に対する取り組み状況

社外取締役を含む監査等委員は、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席および代表取締役、会計監査人ならびに内部監査部門との間で定期的な情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備ならびに運用状況を確認しております。

### (3) 財務報告に係る内部統制に対する取り組み状況

内部監査部門は、内部統制に関する基本計画に基づき当社の財務報告の信頼性と適正性を確保するため内部統制評価を実施し、取締役会に報告しております。

## VII. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配するもののあり方に関する基本方針については特に定めておりません。

しかしながら、株主の皆様から付託を受けた経営者の責務として、当社株式の取引の状況や株主構成の異動の状況等を常に注視してまいります。

## VIII. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の利益配分につきましては、企業体質の強化と将来の事業展開のための内部留保の充実を努めるとともに、安定配当を継続することを基本方針としております。

当社は、年1回の期末配当を行うことを基本方針としており、その期末配当の決定機関は取締役会または株主総会ですが、株主総会で決定しております。

# 貸借対照表

(2022年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,641,381	流動負債	1,993,131
現金及び預金	526,790	支払手形	9,261
受取手形	210,348	買掛金	275,897
電子記録債権	264,779	電子記録債務	749,825
売掛金	1,471,227	短期借入金	700,000
商品及び製品	433,821	1年以内返済予定の長期借入金	110,148
仕掛品	239,098	未払金	43,243
原材料及び貯蔵品	465,782	未払費用	13,275
前渡金	15,002	未払法人税等	39,947
前払費用	3,356	未払消費税等	11,669
未収入金	9,102	預り金	12,622
その他	4,139	前受収益	5,663
貸倒引当金	△2,069	賞与引当金	20,604
固定資産	4,901,304	その他の	972
有形固定資産	3,091,866	固定負債	2,112,184
建物	1,996,755	長期借入金	1,846,731
構築物	78,582	退職給付引当金	77,074
機械装置	72,043	役員退職慰労引当金	146,816
車両運搬具	10,947	長期預り保証金	30,981
工具器具備品	14,370	資産除去債務	10,337
土地	917,525	その他の	243
その他	1,641	負債合計	4,105,316
無形固定資産	12,709	(純資産の部)	
ソフトウェア	12,709	株主資本	4,372,566
投資その他の資産	1,796,728	資本金	647,785
投資有価証券	119,296	資本剰余金	644,838
関係会社出資金	43,179	資本準備金	637,785
繰延税金資産	4,938	その他資本剰余金	7,053
投資不動産	1,578,277	利益剰余金	3,082,601
その他	51,036	利益準備金	92,150
資産合計	8,542,686	その他利益剰余金	2,990,451
		別途積立金	2,910,000
		繰越利益剰余金	80,451
		自己株式	△2,659
		評価・換算差額等	64,804
		その他有価証券評価差額金	64,804
		純資産合計	4,437,370
		負債・純資産合計	8,542,686

(注) 金額については、千円未満の端数を切捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

( 2021年3月1日から )  
( 2022年2月28日まで )

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	4,784,478
売 上 原 価	3,605,704
売 上 総 利 益	1,178,773
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,009,755
営 業 利 益	169,018
営 業 外 収 益	81,727
受 取 利 息	12
受 取 配 当 金	3,240
受 取 賃 貸 料	67,416
助 成 金 収 入	8,601
そ の 他	2,457
営 業 外 費 用	33,598
支 払 利 息	21,413
賃 貸 収 入 原 価	8,829
そ の 他	3,356
経 常 利 益	217,148
特 別 損 失	128,312
減 損 損 失	128,312
税 引 前 当 期 純 利 益	88,835
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	30,217
法 人 税 等 調 整 額	21,180
法 人 税 等 合 計	51,398
当 期 純 利 益	37,437

(注) 金額については、千円未満の端数を切捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

( 2021年3月1日から )  
( 2022年2月28日まで )

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資 準 備 金	そ の 他 資 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計
					別 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	647,785	637,785	7,053	644,838	92,150	2,910,000	89,874	3,092,024
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当							△46,859	△46,859
当 期 純 利 益							37,437	37,437
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 ( 純 額 )								
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-	-	△9,422	△9,422
当 期 末 残 高	647,785	637,785	7,053	644,838	92,150	2,910,000	80,451	3,082,601

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
当 期 首 残 高	△2,659	4,381,988	46,967	4,428,956
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当		△46,859		△46,859
当 期 純 利 益		37,437		37,437
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 ( 純 額 )			17,836	17,836
当 期 変 動 額 合 計	-	△9,422	17,836	8,414
当 期 末 残 高	△2,659	4,372,566	64,804	4,437,370

(注) 金額については、千円未満の端数を切捨てて表示しております。



## 個別注記表

### I. 重要な会計方針に係る事項

#### 1. 資産の評価基準および評価方法

##### (1) 有価証券

関係会社出資金

総平均法による原価法

その他有価証券

・時価のあるもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

##### (2) たな卸資産

・商品・製品・仕掛品・原材料

総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

・貯蔵品

最終仕入原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

定率法

（リース資産を除く）

ただし、1998年4月1日以後取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法により、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法については定額法によっております。

および投資不動産

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 7～38年

機械装置 2～10年

##### (2) 無形固定資産

定額法

（リース資産を除く）

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

##### (3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

##### (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産額に基づき計上しております。

退職給付引当金および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員に対する退職慰労金支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末における要支給額を計上しております。当社は2008年5月22日開催の臨時取締役会において、役員退職慰労金制度を廃止し、在任中の役員に対し、内規に基づく制度廃止日までの在任期間に係る退職慰労金を退任時に支給することを決議いたしました。従いまして、当事業年度末における役員退職慰労引当金残高は、当該決議以前から在任している役員に対する支給予定額であります。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。

## II. 表示方法の変更に関する注記

### （「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度から適用し、個別注記表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

## III. 会計上の見積りに関する注記

### 1. 固定資産の減損

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	3,091,866千円
無形固定資産	12,709千円
減損損失	128,312千円

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社では、固定資産のうち減損の兆候がある資産または資産グループについて、回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上することとしております。また、回収可能価額は使用価値と正味売却価額のいずれか高い金額としております。

当事業年度においては、生産・物流体制の最適化を図るため、工場2棟を本社工場（兵庫工場）の敷地内に移転し、生産・物流拠点を集約することにいたしました。それに伴い保有する工場2棟を譲渡することにいたしました。この工場2棟について、帳簿価額と正味売却価額の比較を行った結果、128,312千円の減損損失を認識しております。

その他の固定資産について、減損の兆候はありません。減損の兆候が生じた場合、減損認識の判定における使用価値算定に用いる前提条件や仮定は不確実性が高く、今後、経営環境等の変化により前提条件や仮定に変動が生じた場合には、有形固定資産の減損損失が発生する可能性があります。

### 2. 繰延税金資産の回収可能性

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産	4,938千円
--------	---------

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画等に基づいた課税所得の発生時期及び金額によって見積もっております。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動等によって影響を受ける可能性があり、事業計画等の見直しが必要となった場合や、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において認識する繰延税金資産及び法人税等調整額に重要な影響を与える可能性があります。

### 3. たな卸資産の評価

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

商品及び製品	433,821千円
仕掛品	239,098千円
原材料及び貯蔵品	465,782千円

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

たな卸資産の評価については、収益性が低下している場合は簿価の切り下げを行っており収益性低下の有無の検討にあたっては、市場動向や製品の品質等を勘案し、定期的に一定の基準に沿って判断しております。市場動向の見通しが変動した場合に、翌事業年度において認識する金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## IV. 貸借対照表に関する注記

### 1. 担保に供している資産および担保に係る債務

#### (1) 担保に供している資産

建物	1,980,035千円
構築物	78,582千円
土地	917,525千円
計	2,976,143千円

#### (2) 担保に係る債務

1年以内返済予定の長期借入金	110,148千円
長期借入金	1,846,731千円
計	1,956,879千円

- |                   |             |
|-------------------|-------------|
| 2. 有形固定資産の減価償却累計額 | 2,761,336千円 |
| 3. 投資不動産の減価償却累計額  | 168,281千円   |

## V. 損益計算書に関する注記

### 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産につき減損損失を計上致しました。

場所	用途	種類
兵庫県加東市	工場	土地

当社では、固定資産のうち減損の兆候がある資産または資産グループについて、回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上することとしております。また、回収可能価額は使用価値と正味売却価額のいずれか高い金額としております。

当事業年度においては、生産・物流体制の最適化を図るため、工場2棟を本社工場（兵庫工場）の敷地内に移転し、生産・物流拠点を集約することにいたしました。それに伴い、保有する工場2棟を譲渡することとし、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（128,312千円）として特別損失に計上いたしました。

なお、当該資産の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は売却額を時価としております。

## VI. 株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	4,691,555株	一株	一株	4,691,555株

### 2. 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	5,571株	一株	一株	5,571株

### 3. 剰余金の配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額等

2021年5月28日開催の第57期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 46,859千円
- ・1株当たり配当額 10円
- ・基準日 2021年2月28日
- ・効力発生日 2021年5月31日

#### (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの 2022年5月27日開催予定の第58期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 46,859千円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当額 10円
- ・基準日 2022年2月28日
- ・効力発生日 2022年5月30日

## Ⅶ. 税効果会計に関する注記

### 1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (千円)

繰延税金資産	
たな卸資産評価損	13,630
賞与引当金	6,189
退職給付引当金	23,153
役員退職慰労引当金	44,103
投資有価証券評価損	6,272
減損損失	38,545
未払事業税	3,360
繰越欠損金	30,243
その他	12,798
繰延税金資産小計	178,297
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△30,243
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△121,369
評価性引当額小計	△151,613
繰延税金資産合計	26,683
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△18,860
資産除去債務に対応する除去費用	△2,884
繰延税金負債合計	△21,745
繰延税金資産の純額	4,938

### 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳

法定実効税率 (調整)	30.04%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.58%
住民税均等割	5.39%
評価性引当額	19.66%
その他	2.20%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	57.86%

## VII. 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主に電線の製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しまた、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

#### (2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権および売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に取引先企業との業務に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形、買掛金、電子記録債務および未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。借入金の使途として、運転資金を短期で、設備投資資金を長期で調達しております。

営業債務および借入金は、資金調達に係る流動性リスクに晒されておりますが、当社において月次資金繰計画を作成して、資金の状況を管理しております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

社内規程等に従い、営業債権について、営業担当者が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先相手ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### ② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

##### ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。



2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年2月28日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	526,790	526,790	-
(2) 受取手形	210,348	210,348	-
(3) 売掛金	1,470,192	1,470,192	-
(4) 電子記録債権	264,779	264,779	-
(5) 投資有価証券	119,296	119,296	-
資産計	2,591,407	2,591,407	-
(1) 支払手形	9,261	9,261	-
(2) 買掛金	275,897	275,897	-
(3) 電子記録債務	749,825	749,825	-
(4) 短期借入金	700,000	700,000	-
(5) 未払金	43,243	43,243	-
(6) 長期借入金	1,956,879	1,745,445	△211,433
負債計	3,735,107	3,523,673	△211,433

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1)現金及び預金、(2)受取手形、(3)売掛金、(4)電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。なお、個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(5)投資有価証券

時価について、株式は取引所の価格によっております。

負 債

(1)支払手形及、(2)買掛金、(3)電子記録債務、(4)短期借入金、(5)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6)長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

なお、長期借入金の中には1年以内返済予定の長期借入金110,148千円が含まれております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

関係会社出資金 (43,179千円) については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記表に含めておりません。また、長期預り保証金 (30,981千円) については、返還時期の見積りが困難であり、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記表に含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	526,790	-	-	-
受取手形	201,348	-	-	-
売掛金	1,471,227	-	-	-
電子記録債権	264,779	-	-	-
合計	2,473,146	-	-	-

4. 借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	700,000	-	-	-	-	-
長期借入金	110,148	110,148	360,148	85,148	85,148	1,206,139
合計	810,148	110,148	360,148	85,148	85,148	1,206,139

#### IX. 賃貸等不動産に関する注記

当社では、大阪府において、賃貸用の建物および土地を有しております。当事業年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は58,587千円（賃貸収益は営業外収益に、賃貸費用は営業外費用に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当事業年度増減額および時価は、次のとおりであります。

貸借対照表計上額（千円）			当事業年度末の時価 （千円）
当事業年度 期首残高	当事業年度 増減額	当事業年度 末残高	
1,579,501	△1,223	1,578,277	860,201

(注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当事業年度増減額のうち、減少額は、減価償却費(1,223千円)であります。

3. 当事業年度末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。

ただし、直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。

#### X. 1株当たり情報に関する注記

- |               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 946円95銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 7円99銭   |

#### XI. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

#### XII. その他の注記

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による当社の生産面、販売面における現時点までの影響については、限定的ではありますが当事業年度末においても感染拡大は終息しておりません。

引き続き今後の広がり方や収束時期等を予想することは困難であり不透明な状況が継続することを踏まえ、今後、この水準が翌事業年度の一定期間にわたり続くこと仮定して、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見直しを行っております。

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

JMACS株式会社

2022年4月14日

取締役会 御中

監 査 法 人 和 宏 事 務 所  
大 阪 府 大 阪 市

代 表 社 員 公 認 会 計 士 南 幸 治  
業 務 執 行 社 員  
代 表 社 員 公 認 会 計 士 平 岩 雅 司  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、JMACS株式会社の2021年3月1日から2022年2月28日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年3月1日から2022年2月28日までの第58期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務および財産の状況を調査しました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。

### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人和宏事務所の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2022年4月14日

### JMACS株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 掘井尚登 ㊟

監査等委員 鈴木延彦 ㊟

監査等委員 阿登靖紀 ㊟

(注) 監査等委員鈴木延彦および阿登靖紀の両氏は、会社法第2条第15号および第331条第6項に定める社外取締役であります。

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社は、企業体質の強化と将来の事業展開のための内部留保の充実に努めるとともに、安定配当を継続することを基本方針としております。

第58期の期末配当につきましては、1株につき10円とさせていただきますと存じます。

#### ① 配当財産の種類

金銭といたします。

#### ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金10円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は46,859,840円となります。

#### ③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年5月30日といたしたいと存じます。



## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更提案の理由

#### ①株主総会開催地に関する規程の削除

自然災害や不測の事故等に備え、株主総会地を柔軟に選択可能にするために、現行定款第3章第13条を削除するものであります。

#### ②株主総会資料の電子提供制度導入に伴う変更

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則第2条を設けるものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<u>（開催場所）</u> <u>第13条 当社は、大阪府で株主総会を開催する。</u>	（削 除）
第14条～第15条（条文省略）	第13条～第14条（現行どおり）

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>第17条～第41条 (条文省略)</p> <p>附 則 第 1 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第16条～第40条 (現行どおり)</p> <p>附 則 第 1 条 (現行どおり)</p> <p>第 2 条 現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第15条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>② <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p>③ <u>本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

**第3号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ）5名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため1名増員し、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、監査等委員会から本議案について特段指摘すべき事項はない旨の意見を受けております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	うねむらよしつぐ 植村 剛嗣 (1953年1月10日)	1994年5月 当社取締役 1996年5月 同常務取締役新規需要開発担当 1998年5月 同専務取締役新規需要開発管掌 2003年4月 同専務取締役開発部長 2004年6月 同代表取締役専務取締役 2004年7月 同代表取締役副社長 2005年5月 同代表取締役社長 2009年4月 同代表取締役社長兼営業本部長 2010年11月 日電ホールディングス株式会社 代表取締役 (現任) 2014年6月 当社代表取締役社長 (現任)	5,930株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における 地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式数
2	うえむら るみ 植村 瑠美 (1984年9月5日)	2010年4月 当社入社 2016年5月 同製品戦略本部トータル ソリューション部営業課 課長 2017年6月 同製品戦略本部国際営業 部部長兼トータルソリュ ーション部副部長 2018年3月 同製品営業本部営業管理 部部長 2019年1月 同製品営業本部営業管理 部部長兼管理部部長付 2019年5月 同取締役営業推進部長兼 管理部管掌 2020年6月 同取締役営業推進部長兼 管理課・経理課管掌 2021年5月 同専務取締役管理部管掌 (現任)	66,000株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における 地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式数
3	浦井 清一 (1973年3月15日)	1998年3月 矢崎総業株式会社入社 2004年5月 株式会社インターアクション入社 2005年6月 同社営業本部部長 2008年7月 株式会社コアシステムジャパン入社 2008年7月 同社常務執行役員営業技術統括 2009年11月 株式会社アクロス設立代表取締役 2015年3月 当社入社 2015年3月 同新規事業室長 2015年5月 同取締役新規事業室長 2015年9月 同取締役トータルソリューション部長 2016年5月 同常務取締役製品戦略本部長 2018年3月 同常務取締役製品営業本部長 2019年5月 同常務取締役営業本部長 兼東京営業所所長兼北九州研究開発センター管掌 2020年3月 同常務取締役営業本部長 兼北九州研究開発センター管掌 2021年5月 同常務取締役製造技術本部長兼北九州研究開発センター管掌 2021年11月 同常務取締役事業統括本部長兼北九州研究開発センター管掌(現任)	14,300株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における 地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式数
4	かみ かわ ひろ ゆき 上 川 博 之 (1966年5月25日)	1990年4月 当社入社 1999年11月 同製造部品質保証課課長 2006年6月 同製造本部大阪製造部 製造2課課長 2008年1月 同製造技術本部 大阪製造部製造1課課長 2009年4月 同製造技術本部大阪工場 製造1課課長 2009年10月 同製造技術本部技術部 電線技術課課長 2011年6月 同製造技術本部技術部 副部長兼電線技術課課長 2011年11月 同製造技術本部技術部 副部長 2014年6月 同製造技術本部技術部 部長 2016年5月 同技術部部长 2017年6月 同製造技術本部副本部長 兼技術部部长 2019年6月 同製造技術本部副本部長兼 技術部部长 2020年6月 同製造技術本部副本部長 2021年11月 同事業統括本部製造技術 本部長 (現任)	1,900株
5	まつ もと とも ひさ 松 本 知 久 (1974年11月8日)	1996年4月 当社入社 2017年6月 同製造技術本部製造部 製造課1課課長 2018年10月 同製造技術本部製造部 製造課1課課長兼係長 2021年6月 同製造技術本部製造部 部長 (現任)	2,000株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における 地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式数
6	のぐち まさひろ 野口真弘 (1965年1月22日)	1989年4月 昭和電線電纜株式会社 (現昭和電線ホールディ ングス株式会社) 入社 2013年10月 昭和電線ケーブルシステ ム株式会社エネルギーシ ステムユニット電線製造 部三重被覆線課長 2015年10月 同社電線・線材ユニット 電線製造部三重被覆線課 長 2017年1月 同社電線・線材ユニット 被覆線製造部長 2019年4月 同社電線・電材ユニット長 2019年5月 当社取締役(現任) 2020年2月 昭和電線ケーブルシステ ム株式会社電線電材部長 (現任)	一株

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 野口真弘氏は、社外取締役候補者であります。

同氏は、長年に亘り電線業界に籍を置かれ、電線業界に精通しておられることから、社外取締役の候補者としております。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

同氏には電線業界で長年に亘り培われたご経験を活かしていただき、業界の助言や提案をいただくことを期待しております。

同氏は現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年となります。

当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。



第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	ほりいひきと 掘井尚登 (1961年12月15日)	1984年4月 当社入社 1992年1月 同技術部品質管理課担当課長 1999年7月 同製造部品質保証課長 2001年4月 同製造部次長 2003年4月 同製造本部技術部長 2006年5月 同取締役製造本部技術部長 2008年1月 同取締役製造技術本部品質保証部長 2009年4月 同取締役製造技術本部技術部長 2009年5月 同常務取締役製造技術本部技術部長 2010年5月 同常務取締役製造技術本部副本部長 2011年6月 同常務取締役製造技術本部長 2014年6月 同常務取締役電線事業部営業本部長 2015年11月 同常務取締役電線事業部営業本部長兼第2営業部長 2016年5月 同常務取締役電線営業本部長 2019年6月 同顧問 2020年5月 同取締役(常勤監査等委員)(現任)	17,500株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における 地位 および 担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式数
2	あ と やす のり 阿 登 靖 紀 (1983年9月26日)	2008年3月 神戸大学法学部卒業 2008年5月 あと法務司法書士事務所 開設 同代表 (現任) 2011年9月 行政書士事務所G a r d e n開設 2020年5月 当社取締役 (監査等委 員) (現任)	一株
3	く ち い しげる 久 池 井 茂 (1969年12月25日)	1997年4月 北九州工業高等専門学校 制御情報工学科 助手 1999年4月 同講師 2004年4月 同助教 2007年4月 同准教授 2014年4月 同教授 2015年4月 同校 生産デザイン工学 科知能ロボットシステム コース 教授 (現任)	一株

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 阿登靖紀氏および久池井茂氏は、社外取締役候補者であります。

(1) 阿登靖紀氏を社外取締役候補者とした理由は、司法書士および行政書士としての高度な専門知識と企業経営者としての幅広い見識を有しており、当社の監査等委員である社外取締役として、リーガル・コンプライアンスの見地から適切な助言・提言をいただくことが期待できると判断したためであります。

なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

(2) 久池井茂氏を社外取締役候補者とした理由は、工業高等専門学校で長く教授として高度な専門知識と新技術への幅広い見識を有しており、トータルソリューション事業への助言も含め、当社の監査等委員である社外取締役として、リーガル・コンプライアンスの見地から適切な助言・提言をいただけるものと判断したためであります。

なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

(3) 阿登靖紀氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年となります。

以 上

メ モ

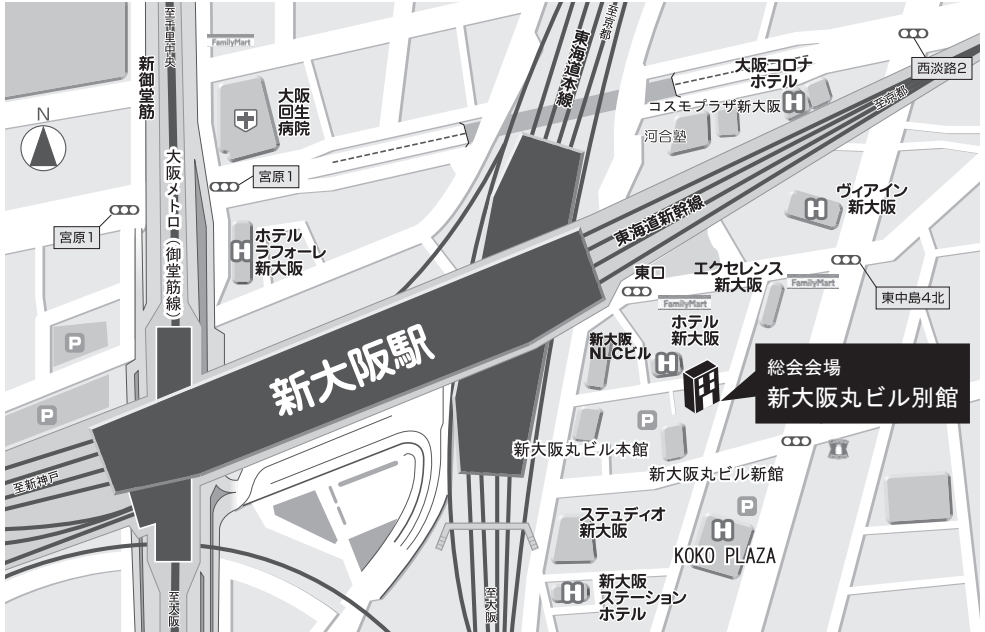
A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

## 株主総会会場ご案内図

大阪府大阪市東淀川区東中島1丁目18番22号

新大阪丸ビル別館 4階 4-1号室

(会場が前回と異なっておりますので、ご来場の際は、お間違えの無いようご注意ください。)



交通 JR新大阪駅

東口より

徒歩約2分

大阪メトロ御堂筋線新大阪駅

5番出入口(中改札)より

徒歩約8分

※会場には駐車場の用意がございませんので、公共の交通機関をご利用くださいませうようお願い申し上げます。